

健康保険課より大切なお知らせです！

# 平成31年度の保険者証更新方法が変わります。

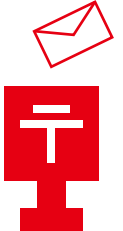
平成31年度の新しい国民健康保険被保険者証は2月末までに国保税を完納された方に限り、**郵送（簡易書留）**いたしますので、ご自宅にてお受け取り下さい。

●3月上旬から中旬までに発送予定となっておりますので、4月以降もご自宅に届いていない場合はお手数ですが、健康保険課までご連絡をお願いします。

保険者証  
平成30年度  
そら色（青）



保険者証  
平成31年度  
うぐいす色（緑）



※郵送時にご不在で、郵便局の保管期間（7日間）を過ぎたものは石垣市役所 健康保険課の窓口でのお受け取りになります。

## 下記の方は従来どおり窓口でのお手続き後に、更新となります。

### ★修学特例（マル学）の方（継続&新規）

- 在学中の方（継続）
  - ・お子様の学生証又は在学証明書（継続の方には案内を別途送付いたします）
- 新入生（新規）
  - ・入学証明書又は入学金領収書
  - ・お子様のマイナンバーがわかるもの
  - ・来庁保護者の顔写真付身分証明書（運転免許証等）

### ★住所地特例の方

- ・在園（在所）証明書
- ・ご本人のマイナンバーがわかるもの
- ・来庁ご家族又は施設の方の顔写真付身分証明書（継続の方には案内を別途送付いたします。）

お手続きは3月1日～31日までに  
上記必要書類をお持ちの上ご来庁ください。

### 修学特例（マル学・マル遠）とは

進学のために住所を異動し、保護者からの仕送りのみで生計を立てている学生の国保証を石垣市にいる保護者の世帯員として引き続き利用できるようにする為の手続きです。卒業又は退学（休学）など学生ではなくなった場合は喪失の届け出が必要になります。

お問い合わせはお気軽に

石垣市役所 健康保険課までご連絡下さい。

電話 0980-82-8126 ・ 0980-87-9040

FAX 0980-82-8300

## 違いは十二??

去年まで

全件窓口更新



今年

### ★郵送更新（3月中旬）

- ・国保税完納者

### 窓口更新（3月1日～）

- ・国保税の未納がある方（納付確認後）
- ・修学特例
- ・住所地特例（手続き後施設へ郵送）

納期限内納付をお願いいたします！

### 国保のお手続き等の注意事項

国保のお手続き等に代理人（別世帯）の方が行う場合は、委任状が必要となります。夫婦、親子等でも別世帯の場合は委任状が必要となりますので、ご注意ください。なお委任状の様式は石垣市健康保険課窓口又は石垣市ホームページに記載しております。詳しくは健康保険課へお問い合わせ下さい。